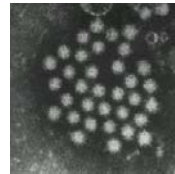


## ノロウイルスによる食中毒にご注意！

ノロウイルスによる食中毒や感染性胃腸炎は、一年を通じて発生しています。特に12月から3月の冬季に流行がみられます。



ノロウイルスの透過型電子顕微鏡写真  
東京都福祉保健局HPより

### 【症状】

ノロウイルスは、手指や食品などを介してヒトの口から入り、腸管内で増殖し急性胃腸炎を起こします。

- ・潜伏時間(感染から発症までの時間)：24時間～48時間
- ・主な症状：吐気、嘔吐、下痢、腹痛、発熱(38℃以下)

### 【ノロウイルスの特徴】

- ・ノロウイルス10～100個でもヒト1人が感染します。
- ・ノロウイルスに感染したヒトの糞便1グラムには数億個のノロウイルスが含まれます。

### 【ノロウイルスの感染源】

- ・ノロウイルスに汚染された食品や飲料水、調理器具  
特にノロウイルスを蓄積した二枚貝(カキなど)の生食
- ・感染者の糞便や嘔吐物を介して、ヒトからヒトへの感染

### 【予防対策】

- ・下痢や嘔吐などの症状のある方は、食品を直接触る作業をしないようにしましょう。
- ・手は、必ず石けんを使ってよく洗いましょう。(1回洗いより、2回洗いが効果的)
- ・まな板、包丁、ふきんなどはよく洗い、熱湯や塩素系漂白剤で消毒しましょう。
- ・子供やお年寄りなどの抵抗力の弱い方は、食品を中心部まで十分に加熱して食べましょう(中心温度85℃1分以上)。
- ・胃腸炎症状のある方の便や嘔吐物を扱う際は、マスク、ゴム手袋等を使って処理しましょう。



## 平成19年4月1日より、特定不妊治療費助成事業が一部改正となりました。 (不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精について、費用の一部を助成しております。)

### 【改正内容】

- 特定不妊治療に要した費用に対して、**1回の治療につき10万円**まで、**1年度あたり2回**を限度に通年5年間助成する。
- 夫及び妻の前年の所得**(1月から5月までの申請については、前々年の所得)の**合計額が730万円未満**である場合に助成を行う。  
\*市町村が発行する夫婦それぞれの所得証明書で確認します。(児童手当法施行令による控除が確認できるもの。)

### 【必要書類】①～⑥の書類すべて

(福島県ホームページから書類をダウンロードできます。)

<http://www.pref.fukushima.jp/jidou>

- ①福島県特定不妊治療助成申請書 \*
- ②特定不妊治療費助成事業受診等証明書 \*
- ③指定医療機関が発行した不妊治療費領収金額内訳書 \*
- ④戸籍上の夫婦であることを証明する書類(戸籍謄本)
- ⑤夫婦の住所を確認できる書類(住民票) \*
- ⑥市町村が発行する**夫婦それぞれの所得証明書**  
\*1年度あたり2回目の申請の際にも必要となります。



### 【申請窓口】

県中保健福祉事務所  
児童家庭支援支援チーム  
電話0248-75-7810

### 編集後記

昨年を表す漢字は、食品表示の偽装問題などから「偽」でした。また、全国のガソリン、灯油などの価格の高騰により、家計は圧迫されている状況です。

こんなときこそ、「どげんかせんといかん」。地域の皆さんの力を合わせ、豊かで安全で暮らしやすい地域にしていきたいと思います。



A・K



～このニュースレターは、県中保健福祉事務所の監修のもとに県中地区衛生組織連合会の事業の一つとして作成しています。～



県中保健福祉事務所ニュースレター

# ほっとネット

編集・発行 福島県県中保健福祉事務所・県中地区衛生組織連合会

平成19年度第2号

平成20年1月発行

須賀川市旭町153-1  
(郵便番号962-0834)  
電話0248-75-7805  
FAX 0248-75-7824

## 目次

肝炎ウイルス検査の受診	1
インフルエンザの流行時期	1
地区連だより	1
「県中圏地域・職域連携推進事業」を実施しています。	2
温泉を利用している事業者の皆様へ	2
-障害者自立支援法- 利用者負担が更に軽減されます!	3
ノロウイルスによる食中毒にご注意!	4
平成19年4月1日より、特定不妊治療費助成事業が一部改正となりました。	4
編集後記	4

## 肝炎ウイルス検査の受診をお勧めしています。

- ・平成6年以前に大量出血等で**フィブリノゲン製剤**を使用した方
  - ・平成4年以前に**輸血**を受けた方
- 上記以外であっても心配なことのある方は、保健所に御相談ください。  
なお、**県中保健所での検査日は、毎週水曜日の9時から11時までで、予約が必要です。**  
また、県のホームページ(<http://www.pref.fukushima.jp/imu/kanen/kensa.htm>)でも、詳しく御案内しています。

検査に関する相談・予約は、0248-75-7818  
(県中保健所 感染症予防チーム)へ御連絡ください。

## インフルエンザの流行時期を迎えました。

インフルエンザの予防は、**手洗い・うがい**が基本ですので、人混みなどから帰宅した際には、手洗い・うがいを励行してください。

また、**マスクの着用**も有効な予防方法です。

急な発熱や呼吸器症状などがあつた場合には、早めに医療機関を受診しましょう。

### ◎ どのように感染するのか

インフルエンザに罹っている人が咳、くしゃみなどをした時に、空気中に浮かぶ小さな感染源を別の人が吸うことによって感染します(飛沫核感染や飛沫感染と言います。)

### ◎ 予防のため大切なことは

- 外出から帰宅した時は、**うがいや手洗い**を心掛ける。
- 流行時期はできるだけ**人混みに行くのは避け**、外出する際は**マスク**を着用する。
- 日頃から十分な**栄養と睡眠**をとる。
- 室内の**乾燥**にも**十分注意**する。(湿度50～60%)
- インフルエンザの流行する前に**予防接種**をうける。

(11月～12月頃に)

### ◎ インフルエンザに罹ったかなと思った時は

- 早めに医療機関を受診し医師の診察**を受ける。
- 十分な栄養と休養、水分**をとる。
- 室内の**乾燥**に気をつける。
- 周囲への感染予防のため、**マスク**を着用する。



## 地区連だより

寒くなります!  
今年も健康に注意し、助け合って過ごしましょう!

### ☆県中地方公衆衛生大会を開催しました!

昨年11月15日(木)において、**第11回県中地方公衆衛生大会**を開催し、公衆衛生事業に功労のあつた方々**98名**(団体13、個人75名)へ表彰・感謝状の贈呈を行いました。受賞者の皆様には、今後もお元気で活躍されることをご祈念します。



## 新規事業のお知らせ

平成19年度から「**県中圏地域・職域連携推進事業**」を実施しています。

### ○ 事業の目的

「健康ふくしま21計画」に掲げる目標達成に向け、県中圏地域・職域連携協議会を設置し、今後の地域・職域における生涯を通じた健康づくりの連携システムのあり方を検討します。

また、地域と職域の連携を密にすることにより、相互に活用できる事業の整理や連携事業の実施等による効果的・効率的な健康づくりを推進していきます。

### ○ 今年度の事業内容

- (1) 地域・職域連携協議会の設置・運営
- (2) 地域・職域における健康管理に関する実態調査事業
- (3) 地域・職域連携による健康づくりに関する冊子の作成・配付
- (4) 地域・職域関係職員健康づくり研修会の開催

○「**県中地域版 健康づくりガイドブック**」を発行予定です！

3月7日(金)に地域・職域関係職員を対象に、「**健康づくり研修会**」を開催しますので、ぜひ市町村、事業所の健康管理担当者の方、御参加ください。  
**時間**:午後 1:30 ~  
**場所**:須賀川市文化センター小ホール  
**※ 研修会受講者には、ガイドブックを差し上げます。**



ご希望の方は健康増進グループへご連絡ください。電話0248-75-7814

## 温泉を利用している事業者の皆様へ

～温泉法が改正され、温泉成分の定期的な分析が義務付けられました。～

衛生上の観点や温泉利用者の温泉への信頼の確保の観点から、温泉利用事業者に対して、温泉成分の定期的な分析(10年ごと)、その結果に基づく揭示内容の更新が義務付けられました。改正温泉法は平成19年10月20日から施行されましたが、定期的な温泉成分分析については、平成22年1月2日より全面適用となります。

### 【再分析の実施期限は、現行の分析年月日ごとに次のとおりとなります。】

- ・平成12年1月1日以前に温泉の成分分析を行っている場合  
 → 平成21年12月31日までに温泉成分再分析とその結果に基づく内容の揭示が必要です。
- ・分析年月日が不明な場合  
 → 平成21年12月31日までに温泉成分再分析とその結果に基づく内容の揭示が必要です。
- ・平成12年1月2日以降に温泉の成分分析を行っている場合  
 → 分析書記載の分析終了年月日から10年以内に温泉成分再分析とその内容の揭示が必要です。  
 ※ 違反をすると罰則規定(30万円以下の罰金)が適用されます。



### 【温泉成分等の揭示の変更】

温泉成分結果の通知を受けた日から30日以内に温泉成分等の揭示内容を変更する必要があります。

### 【温泉成分を再分析したときの保健所への手続き】

「温泉分析結果報告」及び「温泉揭示内容変更届」について、温泉分析書を添付し、速やかに提出する必要があります。

### 【温泉成分分析の検査機関】

検査は、温泉法に基づく登録分析機関で行うこととされており、県内の登録検査機関は次のとおりですが、県外の登録分析機関に依頼することも出来ます。

- (社)福島県薬剤師会(福島市)、福島県衛生研究所(福島市)
- (株)新環境分析センター福島県分析センター(郡山市)

## 一障害者自立支援法一 利用者負担が更に軽減されます！

平成20年7月から、通所事業所ご利用の方、在宅の方、障がいを持つお子さんがいる世帯を対象に、1割負担の上限額が更に引き下げられます。※区分が一般に該当する方は所得要件があります。

### 【対象者が成人の場合】

#### ◇ポイント

**低所得1及び2(非課税世帯)の障がい者の居宅・通所サービスに係る負担上限額を更に軽減**

1月あたりの負担上限額

■低所得1 3,750円→**1,500円**

■低所得2 6,150円→**3,000円**(通所サービスは 3,750円→**1,500円**)

**世帯の範囲の見直し** 成人の障がい者について、障がい福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分を、「**個人単位**」を基本として見直し、本人と配偶者のみを勘案することとする。

### 【障がいを持つお子さんがいる世帯の場合】

現行(特別対策による軽減後)		
区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯でサービスを利用する本人、世帯等の収入が80万円以下の方	3,750円
低所得2	市町村民税非課税世帯 例)3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例)単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入 (通所利用)	6,150円 3,750円
一般	市町村民税課税世帯 収入概ね600万円 市町村民税所得割16万円未満	37,200円 9,300円
※預貯金等の額が1,000万円以下の場合		

平成20年7月～		
区分	月額負担上限額	備考
生活保護	0円	
低所得1	1,500円	
低所得2	3,000円	
	1,500円	通所利用
一般	4,600円	収入概ね890万円 市町村民税所得割28万円未満
※預貯金等の額が1,000万円以下の場合		



#### ◇ポイント

##### 負担軽減措置の対象となる課税世帯の範囲拡大

(現行)年収600万円程度(市町村民税所得割額16万円未満)

→(見直し後)年収890万円程度(市町村民税所得割額28万円未満)

**障がいを持つお子さんがいる世帯の8割以上が軽減措置の対象になります。**

##### 1月あたりの負担額を軽減

1月あたりの負担上限額

■低所得1 3,750円→**1,500円**

■低所得2 6,150円→**3,000円**(通所サービスは 3,750円→**1,500円**)

■課税世帯(年収600万円程度まで※) 9,300円→**4,600円**

■課税世帯(年収890万円程度まで※) 37,200円→**4,600円**

※3人世帯(主たる生計維持者+被扶養配偶者+障がいを持つお子さん)の場合



障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策として、利用者負担軽減(平成19年度～)のほか、事業者に対する激変緩和措置や緊急的な経過措置(平成18年度～)が講じられました。

更に、「**障害者自立支援法の抜本的な見直し**」に向けて、当事者の置かれている状況を踏まえ、特に必要な事項について緊急措置が講じられたものです。

#### 【問い合わせ先】

県中保健福祉事務所

障がい者支援チーム

電話0248-75-7811

FAX0248-75-7824